

高齢者在宅福祉生活支援サービスを ご利用ください

「生涯いきいきふれあいのある暮らし」を目指して

市では、在宅福祉の充実を図り、高齢者の方が住み慣れた地域の中で安心した生活を送ることができ、高齢者在宅福祉生活支援サービス事業を実施しています。

緊急時通報システム サービス

市内に住所を有する65歳以上で、電話回線を有し、次のいずれかに該当している方

- ①一人暮らしで虚弱な方
- ②高齢者のみの世帯の方で、世帯員が虚弱である方
- ③家族のいる方で、長時間一人暮らしと同様の状態となる虚弱な方
- ④急病などで緊急時にボタンを押すと受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救助活動を行います。また、介護に関する相談をしたい時などもボタンを押すだけで受付

紙おむつの 給付サービス

市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当している方

- ①要介護4・5と認定された方
- ②引き続き6カ月以上次の状態が続き、常時おむつを必要としている方
- ③要介護認定を受けていない方で、寝たきり状態の方
- ④重度の認知症状態の方



センターにつながります。
費無料。ただし、回線使用料（基本料金）、屋内配線使用料および通話料は自己負担。

・疾病などで常時失禁状態にあり、要介護3と認定された方

- ① TeeP止めパンツ＋尿取りパッド
- ② はくパンツ（リハビリパンツ）
- ③ フラットタイプ
- ④ 尿取りパッド

の中から、必要とする1種類を給付します。

※サイズ（S・M・L）により、各パンツの枚数が異なります。サイズが合わない場合には、相談に応じます。

※申請月の翌月から給付となります。毎月、中旬ごろに八潮薬業協同組合に加盟している薬局がご自宅へお届けします。

※病院などに入院、入所された場合は、給付が休止となります。

訪問理美容サービス

市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当する方

- ① 理容：調整＋顔剃り
- ② 美容：①カラー（染め）＋化粧、マニキュア、眉カット

長寿介護課 ☎447

- ② パーマ＋化粧、マニキュア、眉カット
- ③ カット＋化粧、マニキュア、眉カット

利用回数：年4回（福祉美容券を4枚交付へ申請月で交付枚数が異なります）

※既利用の方は、毎年度4月に申請が必要です。

費無料

理容は、原則として月曜日。美容は、火曜日および第3水曜日

※事前に各理容・美容店に確認してください。

寝具クリーニング サービス

市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当する方

- ① 丸洗い・殺菌（7月・1月実施）、乾燥殺菌（4月・10月実施）を行います。

配食サービス

市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当し、かつ日常的に食事の用意が困難な方

- ① 一人暮らしの方

高齢者世帯等住み替え 住宅家賃助成制度

工事見積書などの書類が必要のため、長寿介護課へお問い合わせください。

- ① 住宅の取り壊しなどにより民間賃貸住宅へ転居する世帯
- ② 市内に引き続き2年以上住所を有する65歳以上の高齢世帯の方
- ③ 生計中心者の当該年度分の市民税が非課税であること
- ④ 生活保護世帯でないこと

転居前後の家賃の差額で3万円を限度として助成します（転居後の家賃が6万円を超えた部分は対象外）。

日常生活用具給付等 サービス

市内に住所を有する65歳以上の一人暮らしの方

- ① 火災警報器、電磁調理器などの給付、老人用電話の貸与を行います。
- ② 所得課税状況により無料

生きがい活動 通所支援サービス

市内に住所を有する60歳以上の一人暮らしなどで、家に閉じこもりがちな方

- ① 老人福祉センターすえひろ荘でレクリエーション、趣味活動などを行い、1日を過ごします（送迎有り）。
- ② 費無料（昼食代は自己負担）

徘徊高齢者家族 支援サービス

徘徊の恐れられる認知症高齢者を介護する同居家族

- ① 発信装置による位置検知システム（PHS）を活用し、徘徊する高齢者を早期に発見し、家族の負担軽減を図ります。

これらの在宅福祉生活支援サービスは、在宅の要介護高齢者へのサービスです。利用者が病院や介護施設などに入院・入所された場合や変更を希望される場合は、必ず長寿介護課に連絡ください。

老人福祉センター (寿楽荘・すえひろ荘) をご利用ください!

① 60歳以上の方

② 健康増進・教養向上・話し合いや仲間づくり

③ 午前10時から午後4時まで（日・祝日・年末年始は休館です）。

④ 寿楽荘（木曾根322）
☎995-2847

⑤ すえひろ荘（八條665）
☎936-9181